

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定に基づき学位規程施行に関する事項を定める。

第1章 課程博士学位論文取扱細則

第2条 学位規程第4条第1項の規定により、博士（歯学）（以下「課程博士」という。）の学位論文の審査を受けようとする者は、本細則の定めるところによる。

第3条 学位論文を提出することができる者は、博士課程に3年以上在学し、本学大学院学則第8条に規定する所定の単位を修得した者とする。

第4条 学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類に論文審査料を添えて学長に提出しなければならない。書類の提出期日は、毎年10月又は4月に当該学生に通知する。

学位論文審査願（様式第1号）	1通
学位論文（様式第3号）	4部
学位論文要旨（様式第4号）	30部
論文目録（様式第5号）	4部
履歴書（様式第6号）	1通
論文審査料	50,000円

第5条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は、審査委員会を設ける。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。

3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文の審査及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式第10号により報告する。

4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式第14号により報告する。

6 学位規程第15条の規定による手続は、3月又は9月中に完了するものとする。

第6条 博士課程に4年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第12条に定める長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）で、次の各号に該当し、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

(1) 博士課程に5年以上在学した者

(2) 大学院学則第6条に定める標準修業年限に相当する授業料を納入した者

3 免除の期間は、在学年数に算入する。

第2章 論文博士学位論文取扱細則

第7条 学位規程第4条第2項の規定により、博士（歯学）（以下「論文博士」という。）の学位を申請しようとする者は、本細則の定めるところによる。

第8条 論文博士の学位を申請することができる者は、次の各号の一に該当する歯学研究歴を有する者とする。

(1) 歯学（又は医学）の大学を卒業した者は、歯科基礎系においては5年以上、歯科臨床系においては6年以上

(2) 歯学（又は医学）以外の大学を卒業した者は、歯科基礎系においては7年以上、歯科臨床系においては8年以上

2 前項各号以外の学歴を有する者は、研究科委員会において別に定める。

第9条 前条の歯学研究歴とは、次の各号に該当する期間とする。

(1) 大学の専任教員として研究に従事した期間

(2) 大学院を退学した者の場合は大学院に在学した期間

(3) 研究科委員会の認める研究機関において専任職員として研究に従事した期間

(4) 研究科委員会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

2 前項各号以外の歯学研究歴を有する者は、研究科委員会において認定した期間とする。

3 研究歴年数が基礎・臨床両系にわたる場合は、両系を合算することができるが、論文提出講座の属する系において2年以上の研究歴を必要とする。

第10条 論文博士の学位を申請しようとする者は、あらかじめ研究科委員会が行う外国語試験を受験し合格しなければならない。

2 外国語試験の実施要領は、別に定める。

第11条 論文博士の学位を申請しようとする者は、次の書類に審査料を添えて学長に提出し審査を受けなければならない。学位申請書の提出時期は、11月又は5月とする。

学位申請書（様式第2号）	1通
学位論文（様式第3号）	5部
学位論文要旨（様式第4号）	30部
論文目録（様式第5号）	5部
履歴書（様式第6号）	1通
共著者の承諾書（様式第7号）	1通
研究歴証明書（様式第8号）	1通
研究科専任教員の推薦書（様式第9号）	1通
戸籍抄本	1通
最終学校卒業証明書	1通
外国語試験合格通知書	1通
副論文（3編以上）	各1部
論文審査料	
本学専任教員	100,000円
本学研究生	200,000円
上記以外の者	500,000円

2 前項に規定する論文審査料について、本学研究生の適用を受けることができる者は、申請時において本学研究生として在籍し、かつ、在籍期間を1年以上有する者とする。

第12条 学長は、研究科委員会の議を経て前条の申請の受理を決定し、その審査を研究科委員会に付託する。

第13条 前条により審査を付託された研究科委員会は、学位規程第7条の規定により、審査委員会を設ける。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式第11号により報告する。

4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式第14号により報告する。

6 学位規程第15条の規定による手続は、3月又は9月中に完了するものとする。

第14条 博士の学位を授与された者は、学位規程第17条の規定により、当該博士の学位の授与に係る論文を公表しなければならない。

第15条 この細則の改廃は、研究科委員会及び評議会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成3年1月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年3月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年11月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年6月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の細則第6条第5項については、平成24年4月1日現在で大学院歯学研究科博士課程に在学する者にも適用する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年3月31日以前に本研究科に入学し引き続き在学する者にも適用する。

附 則

この細則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

(第4条関係)

様式第2号

(第11条関係)

様式第3号—1

(第4条・第11条関係)

様式第3号—2

(第4条・第11条関係)

様式第4号—1

(第4条・第11条関係)

様式第4号—2

(第4条・第11条関係)

様式第5号

(第4条・第11条関係)

様式第6号

(第4条・第11条関係)

様式第7号

様式第8号

(第11条関係)

様式第9号

(第11条関係)

様式第10号

(第5条関係)

様式第11号

(第13条関係)

様式第12号

(第5条・第13条関係) (A4版 横40文字×縦40行)

様式第13号

(第5条・第13条関係) (A4版 横40文字×縦25行)

様式第14号

(第5条・第13条関係)